

平成 20 年 11 月 20 日

ご契約者様 各位

ハウスコム株式会社  
代表取締役社長 多田 春彦

## レントゴー保証株式会社保証商品取り扱い及び旧リプラス 9 月分未払い家賃支払いに関するお知らせ

拝啓

晩秋の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先般、ご契約の賃貸借契約において保証人代行会社であります株式会社リプラスに対し、平成 20 年 9 月 24 日付で東京地方裁判所により破産手続開始の決定がなされたことにより、ご契約者の皆様には、多大なるご心配及びご迷惑をお掛けする事態となりましたことを深くお詫び申し上げます。

幸い、当該破産手続により、東京地方裁判所において、平成 20 年 10 月 8 日付事業譲渡許可の決定がなされたことにより、平成 20 年 10 月 14 日をもって、株式会社リプラスから株式会社デジタルチェックが承継し、「レントゴー保証株式会社」を設立、保証商品を販売する運びとなりました。

当社は、株式会社デジタルチェック及びレントゴー保証株式会社と調整を図り、当社取り扱いの旧リプラス破産前に於ける 9 月分未払い分賃料を、レントゴー保証株式会社よりお支払いさせていただきます。併せて、新たに「レントゴー保証株式会社」の販売する保証商品を当社でも取り扱いすることと致しましたのでお知らせいたします。

### 1. 旧リプラス 9 月分未払い分家賃の支払時期

当社取り扱いの旧リプラス 9 月分未払い家賃は、平成 20 年 11 月 21 日より順次レントゴー保証株式会社より送金手続きをおこない、平成 20 年 11 月 26 日頃迄にお支払いします。

※一部当社が立て替えによりお支払いした賃料については、送金されません。

※二重払いが発生した場合には、ご返金頂きますので予めご了承ください。

※ご登録頂いている口座名義の相違により送金できない場合には、着金が 26 日を越えることがございます。

※支払い手続きに当たり、詳細を事前に確認させていただく場合がございます。

※旧リプラスへ解約の手続きを行った場合でも、賃貸人様・借入人様双方の同意により承継が可能となります。

### 2. 当社が取り扱った旧リプラスの保証委託契約承継手続きについて

9 月分未払い家賃を入金した後、賃貸保証契約の承継手続きを進めさせていただきます。

なお、レントゴー保証会社はリプラス（破産会社）とは別会社のため、承継は賃貸人様・借入人様双方の同意が必要となります。別途、ご契約者様には詳細をご案内させていただく予定です。

又、承継後の年間保証委託料はレントゴー保証会社より請求させていただきますので、あらかじめご了承ください。

### 3. レントゴー保証株式会社の概要

- (1) 名称 : レントゴー保証株式会社
- (2) 主な事業内容 : 賃貸保証事業
- (3) 営業開始日 : 平成 20 年 10 月 14 日
- (4) 本社所在地 : 東京都新宿区百人町 2-27-7 HUNDRED CIRCUS East Tower
- (5) 代表者 : 代表取締役社長 宮地 正剛
- (6) 当社との関係 : 当社との人的・資金的関係は一切ございません。

### 4. その他

当社としましては今回の事件を真摯に受け止め、今後レントゴー保証と連携を図りよりよい賃貸サービスに努めてまいり所存でございます。今後ともご指導ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

敬具